

第 11 章 財務

A. 協会資金の投資

投資に関する協会の決断は、一般資金及び緊急積立資金のために理事会が承認した投資方針に基づくものとする。この投資方針は金融業界において用いられる基準形式に従うものとし、協会の会則及び付則を常に順守するものでなければならない。本投資方針声明書は、会計執務室に保管され、年に一度、財務及び本部運営委員会の考察を受け、必要に応じて更新されるものとする。

投資について決定を下すにあたり、投資方針に記述されているもの以外で承認を要するものは下記の通りである。

1. 理事会が、資産配分を含む、投資方針への変更を承認する。
2. 理事会が、投資顧問／コンサルタントの変更を承認する。
3. 運営資金管理口座から投資口座への資金振替、または投資口座から運営資金管理口座への資金振替は、会計の承認を得た上で、必要に応じて行われる。

B. 責務及び署名権限

1. 協会の名による財政的責任

理事会が承認した規則で定められているか、予算に組み込まれていない限り、協会の名で財政的責任を負うことも、協会から経費に対する払い戻しを受けることもできない。

2. 承認（支出）

クラブ用品として販売される商品および光熱費用を除き、US\$10,000 に相当するか、これを超える物品またはサービスの費用に対して協会が責任を負うものについてはすべて、運営役員

の承認を得なければならない。このような費用を賄うための資金は、理事会が承認した予算に含まれていなければならない。

下記については執行委員会による承認も得なければならない。

- a. 競走入札には適さないと共に、費用総額が US\$200,000 を超えるが US\$400,000 未満の類い稀な事項やサービスに対する契約。但し、協会の運営に必要な使用権許諾契約または保守契約は、事務総長による承認がなければならない。
- b. 見積依頼(RFQ)を通して、または単一の供給元から提出された、US\$150,000 を超えるが US\$250,000 未満のコンサルティング・サービスのための契約。

下記については理事会による承認も得なければならない。

- a. 競走入札には適さないと共に、費用総額が US\$400,000 を超える類い稀な事項やサービスに対する契約。但し、協会の運営に必要な使用権許諾契約または保守契約は、事務総長による承認がなければならない。
- b. 見積依頼(RFQ)を通して、または単独の供給元から提出された、US\$250,000 を超えるコンサルティング・サービスのための契約。

3. 銀行口座

権限保有者として以下に挙げられるいかなる者も、ライオンズクラブ国際協会を代表して、ライオンズクラブが存在する各国、または結成される可能性のある各国において、現地の銀行規制に従って下記を委任する権限と権利を有する。

- a. 預金口座の開設および解約を行い、口座にかかわる契約書の署名、預金関連業務およびその他の業務に関する契約書の署名を行う。
- b. 書面、電子、またはその他の方法で、金銭の支払いをするために小切手、手形、引落し伝票、その他のあらゆる指示書に署名し、許可する。
- c. 国際協会を代表して、オンライン銀行業務に関わる契約を履行する。

権限保有者。直筆または複製により署名をする権限のある者の氏名は下記のとおりである。

キャサリン M. リゾー 会計

ジェイン・キルマーター・コーリン 会計課長

ジェイソン・コップ 財務部長

クリスティーン・ヘースティングズ LCIF 財務計画・分析課長

4. 新規の銀行口座

国際協会が現在銀行口座を維持している国または国際大会開催地での大会運営を支援するための臨時の銀行口座を除き、いかなる国における銀行口座開設も、財務及び本部運営委員会が承認しなければならない。

C. 財務代表

国	財務代表	年月日
1. インド	Arjit Sen	2018年7月3日
2. 日本	佐子 マース	2018年1月1日

D. 会計処理

1. 会計システム

ライオンズクラブ国際協会の会計記録は、アメリカで一般に公正妥当と認められている会計方針（GAAP）のほか、地方自治体ならびに連邦の法規制に基づき保管される。GAAPに準ずる財務諸表の作成に当たっては、運営陣は、財務諸表の報告日現在における資産及び負債の報告金額、偶発的資産及び負債の開示の他、報告対象期間中の収入及び支出の報告金額に影響を及ぼす要因を予想かつ推定しなければならない。実際の金額は、それらの予想金額とは一致しない場合がある。金額はすべて米ドルで表示される。

2. **ライオン誌**関係の予算からは、理事会に承認される年次予算に基づき、本部運営費割当て分が差し引かれる。
3. **クラブ用品部**の予算からは、理事会に承認される年次予算に基づき、本部運営費割当て分が差し引かれる。
4. **LCIFの本部経費分担**
ライオンズクラブ国際財団には、国際本部に関する財団の経費が請求される。その額は、ライオンズクラブ国際協会理事会及びライオンズクラブ国際財団理事会が各年度の予算を組む際に定め、承認したものとする。
5. **クラブ停止及び解散**

会員 1 人当たり US\$20 または 1 クラブ当たり US\$1,000 のいずれか低い額を上回り、かつその滞納期間が 120 日を超過している滞納残高があるクラブは、クラブのチャーターおよびライオンズクラブの権利、特権ならびに義務の停止を含む、停止処分を受ける。

万一、停止処分扱いとなったクラブがその翌月 28 日またはその前までに、理事会方針で定義されるグッドスタンディングを回復しない場合には、同クラブのチャーターは自動的に取り消される。滞納金が理由の停止処分によるクラブの解散は、解散日から 12 カ月以内にそのクラブが滞納金全額を完納するとともに、必要事項がすべて記入された復帰報告書を国際協会が受理した場合に撤回可能である。

財務部によって滞納金支払い計画が承認されたクラブはすべて、承認済支払い計画に則って義務の遂行を継続する限りにおいて停止の対象とはならない。

停止措置の一時的適用免除

特定の地域に対しては、その地理的特性から国際協会において迅速かつ正確な入金処理が行えず、クラブ口座に本来あるべき残高の把握が困難なために、停止措置の適用免除が必要となる場合がある。このような地域は、問題点又は解決すべき点を検討するのに十分な期間にわたり、停止措置の対象外となるものとする。

E. 財務予想

1. 予算作成の手順

- a. 財務及び本部運営委員会（以下、「委員会」）が、協会の次期会計年度予算用に暫定的な収入額を設定する。収入予測は信頼できる財政基準と、最近の会員数及び会費のレベルに基づくものとする。
- b. 3 月/4 月の理事会会議で、理事会の各委員会は支出予算案を委員会に提出する。
- c. 財務及び本部運営委員会は理事会会期の少なくとも 2 週間前に暫定予算を受け取る。

- d. 財務及び本部運営委員会は毎年、年度最後の定例理事会会議で5年間の予算見直しを検討する。5年間の見直しは、会員数が安定していることを前提に行われる。会費増額を次回の定例会議で検討すべき正当な理由がある場合には、財務及び本部運営委員会が長期計画委員会にその提言を行う。
- e. 委員会は最終予算案を、国際大会前の理事会会議で理事会に提出し、考察を受ける。予想される収入が予想される支出を賄うのに不十分な場合には、財務及び本部運営委員会は予算に基づき予想されるキャッシュフローを見直す。現金及び現金等価物が不足分を補うのに不十分な場合には、「運営引当金」に従って追加の資金を供給することができる。
- f. 国際理事会の各メンバーには、最終予算案が審議される理事会会議の少なくとも2週間前に、かかる予算案が送られる。

2. 最新情報に基づく収入及び支出の予想

- a. 10月/11月の理事会会議及び3月/4月の理事会会議において、理事会はその時点までの実際の収支と年度末までの見直しを基にした年間結果の予想を承認する。委員会は、年間収支予想を1月の執行委員会会議に提出し、考察を受ける。財務及び本部運営委員会は理事会会期の少なくとも1週間前に予想を受け取る。
- b. 収支予想に影響を与える理事会への提案についてはすべて、財務及び本部運営委員会とともに考察が行われる。すべての案は以下を含むものとする。
- 現行会計年度に予想される経費及び今後2年間の経費見積もり。
 - 部の戦略的取り組み及び目標並びに目的に及ぼす影響についての簡潔な説明。
- c. 財務及び本部運営委員会は各理事会会議で、協会の現行会計年度の現金流入入の見直しを確認する。予想される収入が予想される支出を賄うのに不十分な場合には、財務及び本部運営委員会は収支予想に基づき予想されるキャッシュフローを見直す。現金及び現金等価物が不足分を補うのに不十分な場合には、「運営引当金」に従って追加の資金を供給することができる。

3. 今後5年間の財務予測

財務及び本部運営委員会は毎年、年度最後の定例理事会会議で5年間の見直しを検討する。5年間の見直しは、会員数が安定していることを前提に行われる。会費増額を次回の定例会議で検討すべき正当な理由がある場合には、財務及び本部運営委員会が長期計画委員会にその提言を行う。

4. 運営引当金

その目的は、継続的な運営およびプログラムを維持するとともに長期にわたる取り組みへの資金を供給するのに十分な額による運営引当金として指定されるべき目標最低額を定めることである。

「一般資金」の一部が運営引当金として配分される。その算出は、詳細な10カ年予想における各収入源と支出項目をまず考慮する引当金モデルを用いて行われる。各項目に対する分散因子についての開発も行われ、それには収入または支出の種類別予想における確信度が考慮に入れられる。毎年、総引当金が、収入と支出に潜在する総合的な過大評価および過小評価を示すものとして計算される。その結果推奨される引当金要素が、10年間の年次引当金（分散）の割引現価となる。この計算が最新の財務情報を用いて毎年行われる。外部コンサルタントは予測にあたってシミュレーション分析を用い、「一般資金」資産が「指定運営引当金」を下回る確率を検討する。このやり方は利益の範囲のみならず、そのような利益の配列をも考慮するものである。重要なのは、このモデリング処理は好ましい投資環境と最悪の結果（損失）をもたらす可能性にある状況の両方における投資収益を考慮するものであるということである。

前出の段落に説明されているアプローチを用いて最新の予測シミュレーション分析を行うことにより運営引当金が年1度算出され、それが3月/4月に財務委員会の考察を受ける。運営引当金は次年度予算の作成用に設けられる。

F. 協会資金の振替送金、為替レート、凍結資金、その他

1. 協会資金の振替送金 -- 権限を与える決議

ライオンズクラブ国際協会の運営役員には共同で、協会が業務を営んでいるどの国の当局に対しても、協会の国際理事会に代わって資金の振替送金の許可を申請する権限と権利が

与えられる。このような振替送金は、それぞれの国での運営に必要なでない資金のみとする。こうした資金の振替送金が必要となるのは、国際本部の運営、郵送料その他の通信費用、月刊誌その他印刷物発行、その他運営に係る普通の費用など、それぞれの国におけるクラブ運営に関連する経費を支払うためである。

2. ライオンズクラブ国際財団への協会資金振り込み

ライオンズクラブ国際協会の事務総長及び会計には共同で、会費その他として協会口座に入金されている資金をライオンズクラブ国際財団口座に振り込む許可と権限が与えられる。さらに、事務総長及び会計には、この決議を履行するために必要かつ適切な手続を取り、書類に署名する権限と指示が与えられる。

3. 凍結資金

協会が必要とする通貨に凍結資金を振替送金するために必要なあらゆる措置を講じることが承認される。

4. 振替送金が不可能な資金に関する財務報告書

振替送金不可能な資金の損失の可能性が的確に表示されるような方法で、財務報告書を作成する。具体的な国及び金額については、財務部が定める。

5. 協会の負債支払い

支払は、その受取人の居住地の通貨によって行われる。ただし、他の通貨が国際協会にとって最善である場合には、この限りではない。

6. 為替レート

クラブが支払をする際の為替レートは、会則及び付則の規定に従うべく、必要な際に調整される。クラブ、地区、クラブ会員が協会に対する負債の支払をする際には、会則に従い、支払いの時の相当額をそれぞれの通貨で払う。

7. その国の通貨による相当額

国際会則及び付則にある「その国の通貨による相当額」とは、支払の時点で、会則及び付則に規定される米ドルの金額を確保するためにその国の通貨で必要な金額を意味する。

G. 利益相反に関する方針

ライオンズクラブ国際協会（「協会」）の役員、理事、管理職員および従業員は、公平な態度で行動すると共に世界のライオンズの目標を果たすよう計らう共同責任を認識している。協会の運営の品位および客観性を損なう恐れのある利益相反を防ぐことは、協会の責任である。

1. 目的

利益相反の方針の目的は、協会の役員、理事、管理職員または従業員が個人的な利を得る可能性のある取引または取り決めを結ぶことについて考慮する際に、協会の利害を守ることである。この方針の意図は、非営利および公益法人の利益相反に関する適用州法を補うことにあり、それらに取って代わるものではない。

2. 定義

a. 利害関係者

理事会から権限を委ねられた役員、理事、または委員会メンバーで、直接的または間接的に経済的利益を有する者は、すべて利害関係者である。

b. 経済的利益

職業、投資、または家族を通して直接的または間接的に以下のような立場にある者は、経済的利益を有する者である。

- (1) 協会との取引または取り決めを持つ組織に所有権または投資上の関係を有する。
- (2) 協会、あるいは協会との取引または取り決めを持つ組織または個人と報酬の取り決めがある。

- (3) 協会が取引または取り決めに交渉中の組織または個人と所有権または投資上の関係、あるいは報酬の取り決めが成立する可能性がある。

報酬には、直接および間接的な給与とともに、贈与物や実質的な便宜なども含まれる。経済的利益は、理事会または適切な委員会がそのように判断しない限り、必ずしも利益相反を構成しない。

3. 手順

a. 開示の義務

現実の利益相反またはその可能性に関して、利害関係者は経済的利益の存在を開示しなければならない。利害関係者はまた、理事および取引または取り決めの提案を考慮する権限を理事会から委ねられている委員会のメンバーに対し、あらゆる重要な事実を開示する機会を与えられなければならない。

b. 利益相反の有無の判断

経済的利益およびあらゆる重要な事実が開示された後、また利害関係者との話し合いが行われる場合にはその後で、理事会または委員会会議で利益相反の有無を判断する審議と投票が行われる間、利害関係者はその場を離れなければならない。理事会または委員会の残されたメンバーが、利益相反の有無を決定する。

c. 利益相反に対処するための手順

- (1) 利害関係者は、理事会会議または委員会会議で説明を行うことができるが、その後で、利益相反をもたらす取引または取り決めに関する審議と投票が行われる間、その場を離れなければならない。
- (2) 会長または委員会の委員長は、適切な場合には、利害関係を持たない人物または委員会を任命し、その取引または取り決めの代替案の調査に当たらせる。
- (3) 理事会または委員会は適切な精査を行った上で、利益相反を生じさせないようにする個人または組織の合理的な努力を通して、協会がより有利な取引または取り決めに得られるかを判断する。

- (4) 利益相反を生じさせないような状況下でより有利な取引または取り決めを行うことが合理的に不可能な場合には、理事会または委員会は、その取引または取り決めが協会にとって最も有利であり、協会の利益となるか、およびその取引が協会にとって公平かつ合理的であるかを、利害関係を持たない理事の多数決によって判断した上で、その判断に従い当該の取引または取り決めを結ぶか否かを決定する。

d. 利益相反に関する方針への違反

- (1) 現実の利益相反またはその可能性の開示をメンバーが怠ったと信ずるに足る合理的な理由がある場合には、理事会または委員会はそう信ずるに至った根拠をそのメンバーに通知し、開示を怠ったとの疑いについて説明する機会を与えるものとする。
- (2) 理事会または委員会は、当該のメンバーの返答を聞き、状況により必要であれば追加調査を行った上で、現実の利益相反またはその可能性についてそのメンバーが実際に開示を怠ったと判断した場合には、適切な懲戒処分および是正措置を取るものとする。

4. 議事録の作成

理事会および理事会から権限を委ねられたすべての委員会の議事録には、以下を含めるものとする。

- a. 現実の利益相反またはその可能性に関して経済的利益の存在を開示した、あるいは別の方法によりそれが明らかとなった者の氏名、経済的利益の性質、利益相反の有無を判断するために取られたあらゆる手段、および利益相反が実際に存在するかに関する理事会または委員会の決定。
- b. 取引または取り決めに係る審議および投票のために出席していた者の氏名、取引または取り決めの代替案が出された場合にはそれらを含めた審議の内容、およびそれらに関して投票が行われた場合にはその記録。

5. 報酬、食事、接待 (その他)

- a. 業者から直接的または間接的に報酬等を受けている投票権のある理事会メンバーは、自らの報酬に関連した事項についての投票から除外される。
- b. その権限に報酬等の事項が含まれる委員会の投票権のあるメンバーで、業者から直接的または間接的に報酬を受けている者は、自らの報酬等に関連した事項についての投票から除外される。

6. 年次声明書

各役員、理事、および理事会から権限を委ねられた委員会のメンバーは、以下を明言する声明書に毎年署名しなければならない。

- a. 利益相反に関する方針が記された文書を受け取った。
- b. 方針を読み、理解している。
- c. 方針に従うことに同意した。
- d. 協会が営利法人ではないこと、および連邦税の免除対象であり続けるためには、免税の対象となる一つ以上の目的の遂行を主たる活動にしなければならないことを理解している。

7. 定期的な見直し

協会がその非営利目的に沿った形で運営され、連邦所得税を免除される組織としてのその資格を脅かしかねない活動に従事することのないよう、定期的な見直しが行われる。定期的な見直しには、少なくとも以下の事項を含めるものとする。

- a. 報酬等、取り決め、および利益が妥当であり、対等な立場での交渉によるものであるか。
- b. パートナーシップおよび共同事業の取り決め並びに業者との取り決めが、明文化された方針に沿っているか、正確に記録されているか、物品やサービスへの妥当な支払いを反映しているか、協会の非営利目的を推進するものであり、不当なまたは許容されない私的利益をもたらさないか。

8. 外部専門家の利用

定期的な見直しを行うにあたり、協会は必要に応じて外部顧問を利用できる。外部専門家が利用されたとしても、理事会はそれにより、定期的な見直しが確実に行われるようにする責任を免れるわけではない。